

「小規模事業者持続化補助金」とは…

国(中小企業庁)の平成25年度補正予算により、新しい補助金制度として誕生したものです。小規模事業者が、商工会と一緒に実施する販路拡大等に取り組む費用の2/3を補助します。

補助金上限額は**50万円**です。



※応募された「経営計画」に対して、有識者等で組織される審査委員会で審査を行い、評価の高いものから順に採択が決定されます。

※例えば、75万円の総経費に対して、その2/3の50万円を補助します。

※雇用の増加を伴う取り組みや海外の展示会出展を伴う取り組みについては、上限が100万円にアップします。

※セミナーの受講によって採択が保証されるものではなく、採択審査に有利に働くものではありません。

◎対象となる取り組みのイメージ

①広告宣伝

- ・新たな顧客層の取り組みを狙い、チラシを作成・配布する。
- ・自社ホームページをリニューアルする。
- ・マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告

②集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化を図る。
- ・飲食店が和式トイレを洋式トイレに改造したり、座敷を掘りごたつにするなどにより、幅広い年代層の集客を図る。
- ・パン屋が衛生面を強化するため、陳列している商品の上にカバーを付け、商品がホコリなどに触れない工夫を図る。

③商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展する。

④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

- ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新する。
- ・新商品開発に向けて、ブランディングの専門家から指導・助言を受ける。

申込書 FAX.0743-62-1946 天理市商工会事務局宛

参 加	昼の部	・	夜の部	※どちらかに○を付けてください。
ふりがな			(元)	- - -
受講者名		所在 地		
事業所名				
業 種		電話番号		- - -

※記入頂いた情報は、商工会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。
※お電話・メール等でもお申し込みいただけます。